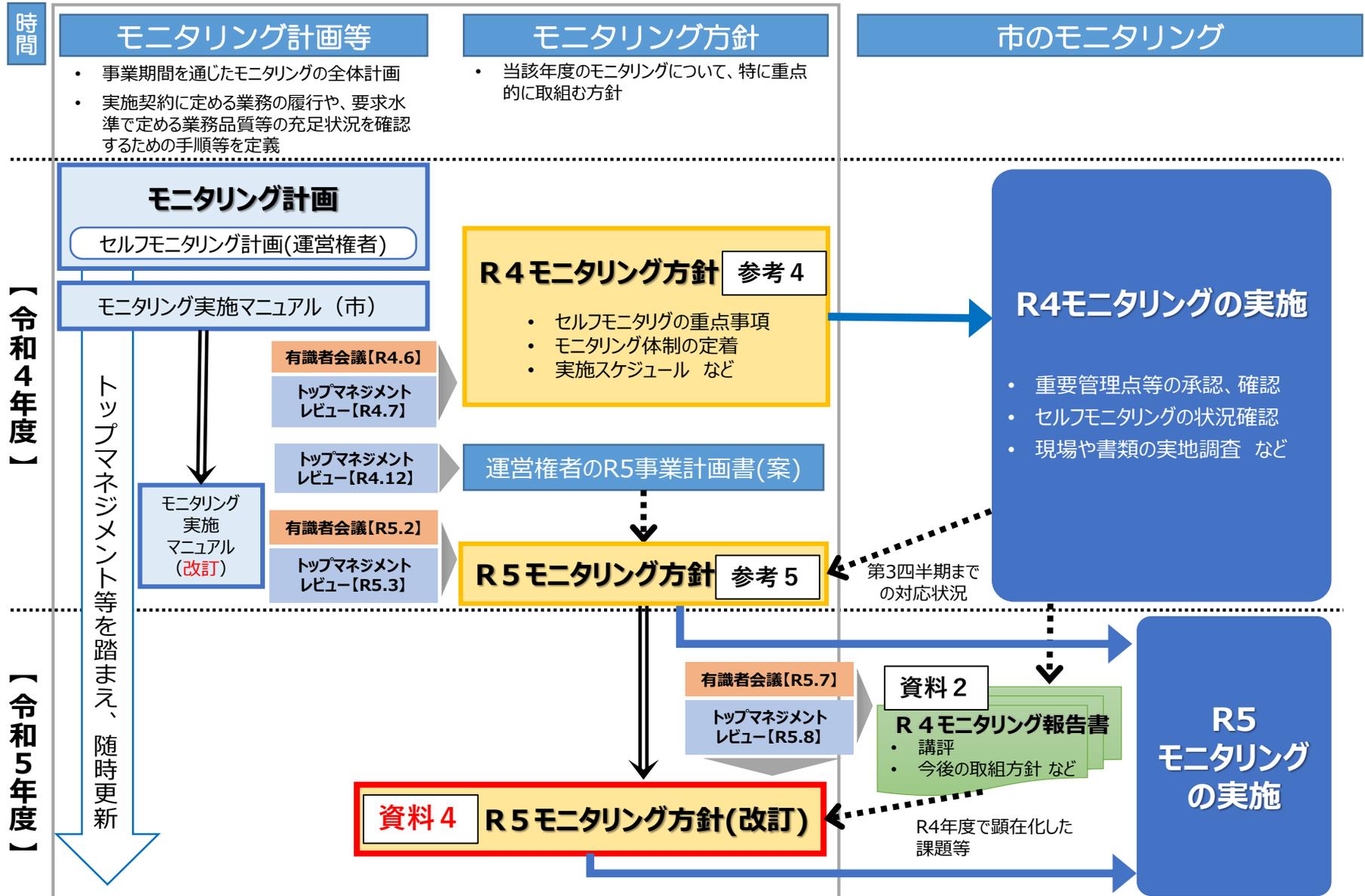


令和5年度モニタリング方針 改訂（案）の概要

令和5年7月19日
大阪市水道局

1. 「モニタリング方針」策定の流れ

事業計画に則した重要管理点の承認・確認や、モニタリングを通じて顕在化した課題等を踏まえ、**有識者会議やトップマネジメントレビュー等を経て**、モニタリングの着眼点等を定めた**「モニタリング方針」を事業年度ごとに策定する。**



2. 「令和5年度モニタリング方針」の構成

1 策定目的

事業期間を通じて定例的に行うモニタリング事項に加え、特に当該年度に重点的にモニタリングする事項（業務項目、手段、着眼点、スケジュール）を切り出して、関係者全員で共有することで、時機に合った効果的なモニタリングを展開する

2 モニタリング方針のターゲット

定例の承認・確認プロセスの中でモニタリングする事項とは別に、以下のモニタリングを行う

① 前年度の課題を踏まえたもの

② 当該年度特有の施策及び業務に対するもの

- 追加の現地での確認を行う等により、その裏付けや根拠について確認する事項
- 定例で想定している承認・確認範囲に加え、追加で確認する事項

令和5年度モニタリング方針の要素

- 令和4年度のモニタリング実施状況
 - ・モニタリングを経て行った改善の状況等
- 令和5年度事業計画書での主要な施策

市の モニタリング 事項	重点 事項	①前年度の課題を踏まえた特段のモニタリング事項										
		②当該年度特有の業務に対するモニタリング事項										
	定例 事項	事業期間を通じて定例的に行うモニタリング事項 (モニタリング計画等に基づき、定例の承認・確認プロセスの中でモニタリングの実施)										
		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
		初年度										

(参考)

運営権者の 運営方針※	第Ⅰ期	第Ⅱ期	第Ⅲ期
	承継業務、基本業務の整理 による円滑な事業運営と着実 な業務遂行 など	業務知識・ノウハウの形式知 化とICTツール等を活用した 業務改善 など	コスト最適化による継続的事业運営が できる体制の確立、事業運営で蓄積さ れる知見を引継ぎ可能に体系化 など

※全体事業計画書(2022-2031) 表1より抜粋

3. 令和5年度モニタリング方針（改訂案）の内容

部門	当初	改訂（追加・変更）		
(1)全体	0項目	3項目 (+3)	(ア) R5の各種施策及び取組が、要求水準書に定めた事業運営上の基本方針等に基づき、 運営権者が策定した事業戦略の実現に向けて、有効な成果が上がっていることの評価 が適正になされているか。	(理由) 本事業のアウトカムに対する有効性の評価の視点が重要であるため
			(イ) 要求水準の未達又は未達に繋がるおそれのある事象が発生した場合において、速やかに是正措置を講じるとともに、 他部門も含めて類似の事象がないかを点検し、再発防止に向けた取組について、社内に水平展開する仕組みが確立され、実践されているか。	R5.5に要求水準の未達事象「道路占用許可期限の延期手続きの不備」〔資料7〕が発生したことを受け、類似事象の再発を防止する仕組みの構築が重要であるため
			(ウ) 重要な社内意思決定（社内会議、セルフモニタリングなど）において、 各プロセスの記録管理 等が適正に行われているか。	当初は総務・CS部門に限定していたが、全部門共有の事項であるため、全体に移行
(2)総務・CS	6項目	5項目 (▲1)	 (カ)を(1)全体の(ウ)に移動	
(3)浄水	3項目	6項目 (+3)	(工) 浄配水施設の点検・整備等の計画一覧表が作成され、点検整備等が計画どおりに実行されているか。	前年度の実地調査で指摘した修正指摘を踏まえたもの
			(オ) 自家用電気工作物保安規程に則り選任した電気主任技術者等の関係を示す実施体制表や保安教育及び訓練などの一覧表が作成され、それらが適切に運用されているか。	前年度の実地調査で指摘した修正指摘を踏まえたもの
			(カ) 配水圧力低下事象に対する再発防止策が講じられ、有効に機能し、遵守できているか。	前年度に発生した配水場設備の誤操作に対する再発防止を踏まえたもの
(4)給配水	1項目	同左	-	-
(5)計画・設計	1項目	同左	-	-